

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目19番5号
セルソース株式会社
代表取締役社長 裙 本 理 人

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年1月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年1月28日（火曜日）午前11時
（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前5-31
TRUNK (HOTEL) 2階 MORI
3. 会議の目的事項
（報告事項） 第4期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
（決議事項）
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cellsource.co.jp/ir/documents/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cellsource.co.jp/ir/documents/meeting/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

■株主総会にご出席いただく場合

開催日時 2020年1月28日(火) 午前11時(受付開始午前10時30分)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です。)

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません(お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。)ので、ご注意ください。

■書面による議決権行使

行使期限 2020年1月27日(月) 午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

The diagram shows a sample of the proxy voting form. On the left, it says "議決権行使書" and "セルソース株式会社 御中". In the center, there is a grid for "議決権行使個数" (Number of shares exercised) with columns for 1, 2, 3, 4, and 5 shares. Each column has a row of circles for voting. To the right, there are sections for "賛" (Yes) and "否" (No) with horizontal lines for marking. A vertical dashed line separates the grid from the voting sections. Below the grid, a large arrow points down to the text "こちらに議案の賛否をご記入ください".

こちらに議案の賛否をご記入ください

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください

第2号議案、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

(添付書類)

事業報告

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2014年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(以下、「再生医療等安全性確保法」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」)施行を踏まえ、再生医療業の産業化推進と新たな価値創出を目指し2015年11月に創業、2019年10月期は第4期となります。

当社の事業は、「再生医療関連事業」と「コンシューマー事業」を行っており、報告セグメントは当該2つの報告セグメントであります。「再生医療関連事業」では、脂肪由来幹細胞加工受託サービス、血液由来加工受託サービス及びFatBankサービスで構成される「脂肪・血液由来の組織・細胞の加工受託サービス」、医療機関に対し再生医療等安全性確保法に関連する書類作成等のサポートを行う法規対応サポートサービスやKPIによる経営管理手法や人材マネジメント手法をサポートする経営管理支援サービスで構成される「コンサルティングサービス」及び医療機関が患者から脂肪等を採取するために必要となる機器を販売する「医療機器販売」を主に行っております。「コンシューマー事業」では、主に自社化粧品ブランド「シグナリフト」の美容液、クリーム、洗顔ジェル等、一般消費者向けの化粧品の製造販売を行っております。

当事業年度(2018年11月1日から2019年10月31日まで)におきましては、再生医療関連事業セグメントでは、提携医療機関数の一層の開拓などにより加工受託サービスの受託件数が順調に伸長し、コンシューマー事業では、シグナリフトブランド新製品の投入や大手ドラッグストア「トモズ」での販売を開始するなどし、売上の増強を図ってまいりました。一方、人員の増強や内部管理体制の強化を図ったことなどから販売費及び一般管理費についても増加、また東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う株式交付費、上場関連費用として計23,254千円を営業外費用として計上いたしました。

このような状況下、当事業年度における売上高は1,611,587千円(前期比32.9%増)、売上総利益は1,153,598千円(前期比31.7%増)、営業利益は326,944千円(前期比10.8%増)、当期純利益は199,606千円(前期比3.2%増)となり、創業以来3期連続の増収増益を達成いたしました。

報告セグメント別の業績は、以下のとおりです。

I 再生医療関連事業

再生医療関連事業では、加工受託サービスまたはコンサルティングサービスの契約を締結した提携医療機関数が前事業年度末から163院増加し当事業年度末には296院と順調に増加いたしました。また、有効な治療結果などを受け既存提携医療機関の受託サービス利用の稼働率も上昇いたしました。その結果、脂肪由来幹細胞加工受託サービスと血液由来加工受託サービスとを合計した加工受託件数が前事業年度の2,320件から当事業年度は5,228件に増加するなどし、加工受託サービス、コンサルティングサービス、医療機器販売ともに順調に売上が拡大いたしました。一方、提携医療機関数や加工受託数の増加を受け変動費や人件費も増加いたしました。

これらの結果、本報告セグメントの当事業年度の売上高は1,199,407千円（前期比54.6%増）、売上総利益は816,722千円（前期比52.8%増）、営業利益は602,317千円（前期比41.4%増）となりました。

II コンシューマー事業

コンシューマー事業では、当事業年度第3四半期より大手ドラッグストア「トモズ」全店舗において化粧品ブランド「シグナリフト」の販売を開始いたしました。一方、化粧品等のEC広告環境の変化を受け、自社Webサイトでの初回購入者向けの価格戦略やWeb広告出稿手法の見直しを行ってまいりました。

これらの結果、本報告セグメントの当事業年度の売上高は412,180千円（前期比5.6%減）、売上総利益は336,876千円（前期比1.3%減）、営業利益は80,932千円（前期比36.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、加工施設設備の増強、品質管理の向上、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は49,821千円ですが、その主なものは本社移転・増床に関する投資28,890千円です。

なお、当事業年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

③ 資金調達の状況

2019年10月28日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により1,006,848千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 期 (2016年10月期)	第 2 期 (2017年10月期)	第 3 期 (2018年10月期)	第 4 期 (当期) (2019年10月期)
売 上 高 (千円)	139,504	519,062	1,212,730	1,611,587
経 常 利 益 (千円)	8,300	158,840	294,549	303,346
当 期 純 利 益 (千円)	6,447	111,400	193,400	199,606
1 株当たり当期純利益(円)	4.48	77.36	134.31	137.74
総 資 産 (千円)	135,038	327,420	697,012	1,842,242
純 資 産 (千円)	96,447	207,848	401,249	1,607,703
1 株当たり純資産(円)	66.98	144.34	278.65	837.35

(注) 当社は、2016年12月1日付及び2018年5月10日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また2019年4月1日付で、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

経営戦略を推進する上で、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みが必要であると考えております。

① 加工受託処理能力の向上

再生医療等に係る国内外での有効臨床データの発表や当該治療方法の認知度の高まり等を背景に、当社再生医療事業での加工受託件数が順調に増加してきており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。加工受託件数の増加にあわせた処理能力の向上のため、作業工程の効率化や人材の採用・育成を進めるとともに、加工業務の一部を外部事業者に再委託することを検討してまいります。

② 治験・診療データの蓄積・エビデンスの確保

再生医療関連事業セグメントでの加工受託及び医療機関等との連携による治療・診療等の蓄積・エビデンスの確保は、学会セミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進や新たな事業エリアへの布石に向けて必要不可欠なものであると認識しております。かかるデータ蓄積・エビデンス確保を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

③ 内部統制、内部管理・法令順守・情報管理態勢の強化

事業推進や外部との協業等において、当社の経営管理上の信用力向上が必要となります。そのためには、内部統制システム及びリスク管理・法令遵守・情報等に関する内部管理態勢の基盤構築が重要であると認識しており、かかる内部統制・内部管理態勢の強化を継続的に実施してまいります。

④ 人財の確保

当社は社歴が浅く小規模組織であるため、今後の事業拡大、企業価値向上に向け、経営戦略策定から事業推進、内部管理等、すべての会社機能において人財の確保が重要な課題であると認識しております。積極的な採用と有効かつ効率的な社員教育・育成等により、優秀な人財の確保・拡充を図ってまいります。

⑤ 知財戦略

当社の事業推進の過程や第三者との共同研究等で獲得した知的財産権の確保は、競争力の確保、将来の事業展開のために重要であると認識しております。かかる知的財産権を顧問弁理士との緊密な連携により維持・確保してまいります。

⑥ 財務安定性の向上及び株主還元

当社は社歴が浅いため純資産の積上げが十分でなく、今後の事業拡大や必要な投資等に備えるため財務安定性の向上が必要であると認識しております。また同時に、株主様への還元も重要な課題であると認識しております。事業推進により利益剰余金の拡大を進めるとともに、かかる利益剰余金の活用に関し、内部留保と株主様還元とをバランスをもって行っていくことが課題であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

① 再生医療関連事業

- ・脂肪・血液由来の組織・細胞の加工受託サービス
- ・再生医療等法規対応など医療機関向けコンサルティングサービス
- ・医療機器販売

② コンシューマー事業

- ・化粧品及び美顔器の販売

(6) 主要な営業所 (2019年10月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区渋谷一丁目19番5号 渋谷美竹ビル2F
再生医療センター	東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号 ヒューリック渋谷宮下公園ビル2F

(7) 従業員の状況 (2019年10月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	19名増	35.4歳	1.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者6名(月末平均による年間平均雇用人員数)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2019年10月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 5,760,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,920,000株 |
| (3) 株主数 | 952名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山川 雅之	964,800株	50.25%
裙本 理人	264,000株	13.75%
シリアルインキュベート株式会社	211,200株	11.00%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	28,100株	1.46%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	27,900株	1.45%
岩崎 泰次	25,000株	1.30%
中村 壯陽	21,000株	1.09%
音石 貴太郎	16,700株	0.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,500株	0.80%
丸谷 和徳	13,000株	0.67%

- (注) 1 2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。
- 2 裙本理人氏の所有持株数は、2019年9月19日開催及び2019年10月16日開催の取締役会において決議した、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う国内事業及び引受人の買取引受による国内売出に関連したオーバーアロットメントによる売出しを目的として、みずほ証券株式会社との間で同氏が締結した株式貸借契約に基づく貸株72,000株を含めて記載しております。なお、当該貸株については、2019年11月27日にみずほ証券株式会社から同氏に対し返還済みです。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2017年10月23日開催の取締役会決議による第2回新株予約権
- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1株につき123円
 - ② 新株予約権の行使条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

- ③ 新株予約権の行使期間 2019年10月24日から2027年10月23日まで
- ④ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	140個	普通株式56,000株	3人

- (注) 1 社外取締役、監査役には新株予約権を付与していません。
 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株であります。
 3 当社は、2018年5月10日付で普通株式1株につき2株の割合で、また2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「目的となる株式の種類及び数」を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第5回新株予約権	
決議年月日	2019年1月28日 取締役会決議
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき370,000円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要するものとする。ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2021年1月29日から 2029年1月28日まで
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 17名 社外協力者 2名
新株予約権の数	当社従業員 50個 社外協力者 28個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社従業員 普通株式 50株 社外協力者 普通株式 28株

(注) 2019年3月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株に株式分割いたしました。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	裙 本 理 人	—
取 締 役	雨 宮 猛	経営管理本部長
取 締 役	花 木 博 彦	再生医療事業本部長
取 締 役	村 上 憲 郎	株式会社村上憲郎事務所代表 株式会社ブイキューブ社外取締役
常勤監査役	山 下 公 央	株式会社村造船所社外監査役 株式会社NSD社外取締役
監 査 役	小 山 秀 夫	—
監 査 役	尾 崎 恒 康	西村あさひ法律事務所福岡事務所代表 東ソー株式会社社外監査役

- (注) 1 取締役 村上憲郎氏は、社外取締役であります。
2 監査役 山下公央氏、小山秀夫氏及び尾崎恒康氏は、社外監査役であります。
3 当社は、取締役 村上憲郎氏、監査役 小山秀夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4 監査役 山下公央氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名であり、野崎正郎氏、大西勝二氏、藤田健太氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と各監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は、次のとおり、取締役会決議により、取締役の報酬についての基本方針を定めております。

《基本方針》

取締役報酬は、固定報酬と変動報酬で構成され、変動報酬は会社業績と個人の貢献度により決定する。

② 取締役及び監査役の報酬

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (1名)	54,900千円 (6,000千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3名)	12,900千円 (12,900千円)
合 計	7名	67,800千円

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の定時株主総会において年額500百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
- 2 監査役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役村上憲郎氏は、株式会社村上憲郎事務所代表及び株式会社ブイキューブ社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役山下公央氏は、株式会社名村造船所社外監査役及び株式会社NSD社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役尾崎恒康氏は、西村あさひ法律事務所福岡事務所代表及び東ソー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

I 取締役会等への出席状況及び発言内容

地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 内 容
取 締 役	村 上 憲 郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、会社経営経験者としての専門的見地から発言を行っております。
常勤監査役	山 下 公 央	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会11回全てに出席し、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、発言を行っております。
監 査 役	小 山 秀 夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会11回のうち10回に出席し、大学教授としての長年の研究と医療業での専門的な知見に基づき発言を行っております。
監 査 役	尾 崎 恒 康	2019年1月28日の就任以降の取締役会14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会11回全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき客観的・専門的な発言を行っております。

II 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項などを明文化する事により、コンプライアンスに対する意識の醸成とその遵守徹底を図っております。
 - ・コンプライアンス・リスク協議会において、当社事業の関連するすべての法令を洗い出し、それらのリスク評価とリスク低減策を定期的実施・策定し、モニタリングしております。同協議会には顧問弁護士がアドバイザーとして出席し、専門的知見で適宜助言を受けております。
 - ・常勤監査役が取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し、必要に応じて助言を行っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。
 - ・文書管理の責任部署は経営管理本部とし、経営管理本部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役及び監査役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供する事ができる体制としております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」を定め、当社の抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法等を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しています。
 - ・コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき会社に発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価の上、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施する事としています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングする事としております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」、「経営会議規程」及び「組織規程」において、取締役会、経営会議、社長及び業務執行取締役の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。また、経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役及び監査役に共有される体制としております。

- ・取締役会及び経営会議の事務局を経営管理本部とし、経営管理本部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布などにより、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会議案資料につきましては、社外取締役を含め遅くとも会議の3日前までに議案資料を送付、取締役からの要請等必要に応じて資料の事前説明を行う体制としております。
- (5) 監査の使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- ・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役会は監査役の職務を補助すべき使用人を置く事を取締役会に要請できる旨定めています。また、監査役より監査業務に必要な情報の提供又は業務の指示を受けた使用人は当該指示の執行にあたり、取締役の指揮命令を受けないものとしております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、また、稟議書など社内決裁書類を閲覧できる権限を有し、会社経営上重要な事項を常に取締役と情報共有できる体制としております。
 - ・「監査役会規程」において、監査役会は取締役及び使用人に対し必要な情報を求める事ができる旨規定しております。
- (7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部通報制度規程」において、監査役へ報告した者が当該報告をした事を理由として、会社及び取締役は不利な取扱いを行ってはならない旨を定めております。
- (8) 監査役職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項
- ・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役会は監査役職務の執行について生じる費用を会社に請求できる旨を定めております。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役はすべて社外監査役であり、独立・中立的な立場で実効的な監査を実施できる体制としています。また、「監査役会規程」において、常勤監査役は職務上知り得た情報を非常勤監査役と共有する旨規定しております。
 - ・監査役は、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し必要な情報を

聴取するとともに、適宜、社長、業務執行取締役と意見交換を行い相互の意思疎通を図っております。

- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・ 取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会を17回開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外役員を交えて議論を行い、その内容につき決定しました。
- ・ 会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせる虞がある各種リスクについてリスク管理表マッピング表に洗い出し、現状及び対応状況について半期ごとに評価し、今後の課題、強化・対応を図りました。
- ・ 各部門のコンプライアンス及び内部管理に対して、統括責任者として社長を配置しております。また部門的横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等についてコンプライアンス・リスク協議会を隔月で開催し、その対応について協議を行いました。
- ・ 監査役は、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク協議会等の重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また監査役は、監査責任者より、内部監査結果の報告を受けるとともに緊密に連携し、業務執行状況について確認しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付けておりますが、当社は現在、成長拡大の過程にあると考えており、当面は、財務の安定性と将来の成長に向けた投資等に備えた内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することが株主様に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

将来的には、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案し、株主様への剰余金配当を検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を想定しておりますが、中間配当を行う事ができる旨定款で定めております。なお、会社法の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う事ができる旨を定めております。

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,654,429	流動負債	230,253
現金及び預金	1,333,551	買掛金	14,631
売掛金	135,733	リース債務	3,039
商品及び製品	99,261	未払金	47,152
仕掛品	43,428	未払費用	18,583
原材料及び貯蔵品	22,285	未払法人税等	47,012
前払費用	16,714	未払消費税等	24,947
その他流動資産	5,016	前受金	69,967
貸倒引当金	△1,562	預り金	3,765
固定資産	187,813	受注損失引当金	1,152
有形固定資産	73,020	固定負債	4,285
建物	33,804	リース債務	4,285
機械及び装置	4,540	負債合計	234,539
工具、器具及び備品	27,971	(純資産の部)	
リース資産	6,703	株主資本	1,607,703
無形固定資産	4,244	資本金	593,424
ソフトウェア	4,244	資本剰余金	503,424
投資その他の資産	110,548	資本準備金	503,424
長期前払費用	22,816	利益剰余金	510,855
繰延税金資産	25,174	その他利益剰余金	510,855
敷金及び保証金	62,557	繰越利益剰余金	510,855
破産更生債権等	4,700	純資産合計	1,607,703
貸倒引当金	△4,700	負債純資産合計	1,842,242
資産合計	1,842,242		

損 益 計 算 書

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,611,587
売 上 原 価		457,989
売 上 総 利 益		1,153,598
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		826,654
営 業 利 益		326,944
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
保 険 解 約 返 戻 金	3	5
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49	
株 式 交 付 費	4,173	
上 場 関 連 費 用	19,081	
為 替 差 損	298	23,603
経 常 利 益		303,346
税 引 前 当 期 純 利 益		303,346
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	96,883	
法 人 税 等 調 整 額	6,857	103,740
当 期 純 利 益		199,606

株主資本等変動計算書

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本 準備金	その他 利益剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	90,000	—	311,249	401,249	401,249
当期変動額					
新株の発行	503,424	503,424	—	1,006,848	1,006,848
当期純利益	—	—	199,606	199,606	199,606
当期変動額合計	503,424	503,424	199,606	1,206,454	1,206,454
当期末残高	593,424	503,424	510,855	1,607,703	1,607,703

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

セルソース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雄一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥谷 績

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セルソース株式会社の2018年11月1日から2019年10月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年1月8日

セルソース株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山	下	公	央	Ⓜ
社外監査役	小	山	秀	夫	Ⓜ
社外監査役	尾	崎	恒	康	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結時をもって当社の取締役全員（4名）は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	つまもと まさと 裙 本 理 人 (1982年10月21日)	2005年4月 住友商事株式会社入社 2015年11月 当社設立代表取締役（現任）	264,000株
	【取締役候補者とした理由】 裙本理人氏につきましては、創業以来代表取締役として当社をリードしてきた豊富な経験と実績に加え、経営に関する高い見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。		
2	あめ みや たけし 雨 宮 猛 (1962年7月14日)	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1999年8月 日本オンライン証券株式会社（現auカブコム証券株式会社）入社 2002年5月 同社執行役員 2008年6月 同社専務執行役 2017年6月 当社入社 2017年8月 当社取締役経営管理本部長（現任）	一株
	【取締役候補者とした理由】 雨宮猛氏につきましては、上場企業の立ち上げから経営に携わり、長年にわたり財務責任者を担った他、IR、総務、人事を所管した経験を活かして当社においてもいかなくその能力を発揮しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。		
3	はな き ひろ ひこ 花 木 博 彦 (1969年2月18日)	1991年4月 株式会社ニデック入社 2005年9月 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング入社 2016年9月 当社入社 2017年8月 当社取締役再生医療事業本部長（現任）	一株
	【取締役候補者とした理由】 花木博彦氏につきましては、薬事業や再生医療関連法律に精通した専門家としての実績に加え、取締役として経営に関する見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	むら かみ のり お 村 上 憲 郎 (1947年3月31日)	<p>1970年4月 日立電子株式会社（現株式会社日立国際電気）入社</p> <p>1994年9月 インフォミックス株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長</p> <p>1999年8月 ノーテルネットワークス株式会社（カナダ）代表取締役社長</p> <p>2001年11月 ドーセント日本法人代表取締役社長</p> <p>2003年4月 グーグル株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長</p> <p>2009年1月 グーグル株式会社（日本人）名誉会長</p> <p>2011年1月 株式会社村上憲郎事務所代表（現任）</p> <p>2012年3月 株式会社ブイキューブ社外取締役（現任）</p> <p>2013年8月 株式会社ウェザーニューズ社外取締役</p> <p>2014年12月 株式会社エナリス代表取締役社長</p> <p>2017年10月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社村上憲郎事務所 代表 株式会社ブイキューブ 社外取締役</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>村上憲郎氏につきましては、企業の経営者としての経験が豊富なことから、当社の更なる事業発展及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと判断したためであります。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 裙本理人氏の所有株数は、2019年9月19日開催及び2019年10月16日開催の取締役会において決議した、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う国内事業及び引受人の買取引受による国内売出に関連したオーバーアロットメントによる売り出しを目的として、みずほ証券株式会社との間で同氏が締結した株式貸借契約に基づく貸株72,000株を含めて記載しております。なお、当該貸株については、2019年11月27日にみずほ証券株式会社から同氏に対し返還済です。
- 3 村上憲郎氏は社外取締役候補者です。なお当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4 村上憲郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 村上憲郎氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年3ヶ月となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に新たに事業目的を追加・整備するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 組織、細胞の加工、製造、培養、保管及び配送 (新設)</p> <p><u>2. 無菌安全試験等の受託</u> (新設)</p> <p><u>3. 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、健康食品、医療機器、美容機器の設計、開発、製造、輸入、製造販売ならびに販売</u></p> <p>4. ウェブサイトの作成及び運営管理</p> <p><u>5. コンピューターシステムの企画、開発、管理、販売</u></p> <p><u>6. 医療機関からの非医療業務受託</u></p> <p><u>7. セルプロセッシングセンター（CPC）の企画、運営、保守</u> (新設)</p> <p><u>8. セルプロセッシングセンター（CPC）技術者の派遣</u></p> <p><u>9. 前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務</u></p> <p><u>10. 前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 組織、細胞の加工、製造、培養、保管及び配送等の受託</p> <p><u>2. 加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への分譲</u></p> <p><u>3. 無菌安全試験等の受託</u></p> <p><u>4. 再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれら知的財産権、ノウハウ等のライセンスアウト</u></p> <p><u>5. 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、健康食品、医療機器、美容機器ならびに関連諸用品の設計、開発、製造、輸入、製造販売ならびに販売</u></p> <p><u>6. ウェブサイトの作成及び運営管理</u></p> <p><u>7. 情報システムの企画、開発、管理、販売</u></p> <p><u>8. 医療機関からの非医療業務受託</u></p> <p><u>9. セルプロセッシングセンター（CPC）の企画、運営、保守</u></p> <p><u>10. 広告、宣伝及び販売促進並びに印刷物及び出版に関する企画、制作、運営、管理及びコンサルティング</u></p> <p><u>11. 人材派遣及び有料職業紹介事業</u></p> <p><u>12. 前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務</u></p> <p><u>13. 前各号に付帯する一切の業務</u></p>

第3号議案 新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

本株主総会に基づく新株予約権は、当社の従業員及び社外協力者に対して、当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、当社の従業員及び社外協力者を対象として新株予約権を無償で発行するものとする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は100株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

300個を上限とする。

上記個数は、割当予定数であり、引受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）以上の価額であり、かつ当社取締役会が別途決定した価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各計算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

①当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。

③当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2022年1月29日から2030年1月28日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当時において当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要するものとする。
ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者のうち当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。
なお、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- (8) 新株予約権の取得の条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ②新株予約権者が、(7) ①、②に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは権利承継者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(9) 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がある事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の取扱い

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(13) 新株予約権の割当日

当社取締役会が別途定める日とする。

(注) 新株予約権の具体的な発行内容及び割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上

〈メモ欄〉

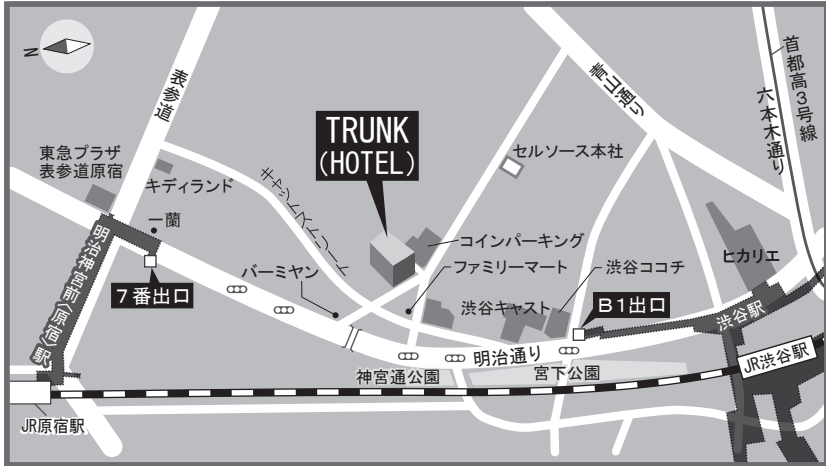
株主総会会場ご案内図

会場

TRUNK (HOTEL)

2階 MORI

東京都渋谷区神宮前5-31



交通のご案内

東京メトロ 千代田線
東京メトロ 副都心線
JR線

明治神宮前<原宿>駅・
原宿駅

7番出口

…………… 徒歩 6分

東京メトロ 銀座線
東京メトロ 半蔵門線
東京メトロ 副都心線
JR線

渋谷駅

B1出口

…………… 徒歩 7分

東急東横線
東急田園都市線